

大田区中小企業融資 融資条件変更報告（申請）書

令和 年 月 日

（宛先）大田区長

金融機関

支 店

Ⓜ

担 当 者 電 話 （ ）

下記のとおり条件等の変更を（ 報 告 ・ 申 請 ）します。 ※該当するほうに○印

資金名 (該当資金に○)	一般運転・一般設備・(緊急) 経営強化・開業・その他 ()		
	【区損失補償付】経営支援・小規模企業特別事業・景気対策		
法人名		氏 名 又は代表者	
あっせん番号			

※法人名等の変更があった場合は変更後のものを記入してください。

変更内容	変 更 前	変 更 後
内入条件		年 月 日 千円内入れ
元金 変更 1	年 月 日から 年 月 日まで毎月 千円	変更実行金額 千円 年 月 日から 年 月 日まで毎月 千円
元金 変更 2	年 月 日から 年 月 日まで毎月 千円	年 月 日から 年 月 日まで毎月 千円
最終回	年 月 日 (元金 千円)	年 月 日 (元金 千円)
返済日	毎月 日	毎月 日
期限の利益 喪失		年 月 日付で喪失
原因ほか 特記事項		

《記入にあたっての注意》

1 区損失補償付で返済条件の変更は事前「申請」の上、区の承認が必要です。その他は「報告」として、事後速やかにご提出ください。報告書の提出期限は、条件変更等を把握した翌月末までです。

2 平成 23 年 4 月 1 日以降あっせん融資の利子補給の延長は当初の最終償還日から 36 か月後の応当日までが限度です。

3 金銭消費貸借契約書に基づく期限の利益喪失日までが利子補給の対象期間です。

4 根拠資料の写しを必ず添付してください。

- 条件変更（信用保証付の場合）→ 変更保証書
- 条件変更（プロパー融資の場合）→ 変更契約証書等（変更内容が分かる書類。また内入れを実行した場合、内入れ金額が分かる書類。）
- 期限の利益喪失 → 内容証明等

(R1.5)